



宮 崎 県 公 報

平成25年2月14日(木曜日) 第2462号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

公 告

- 宮崎県伝統工芸士の認定……………(商業支援課) 1
- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 1
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(“ ”) 1

頁

- 土地改良区の役員の住所変更の届出……………(農村整備課) 1
- 都市計画の変更の案の縦覧(2件)……………(都市計画課) 2
- 知事が行う都市計画事業の変更の公告……………(“ ”) 2

公安委員会規則

- 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 2

公 告

宮崎県伝統工芸士の認定に関する要綱(昭和58年2月10日定め)の規定に基づき宮崎県伝統工芸士を次のとおり認定した。

平成25年2月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮 崎 県 伝 統 工 芸 士	住 所	宮 崎 県 伝 統 的 工 芸 品 名	認 定 年 月 日
吉井 汪	延岡市大瀬町2丁目 4番地1	延岡五月織	平成25年 2月12日
工藤 浩章	高千穂町岩戸399番 地	高千穂神楽面	平成25年 2月12日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、徳別当土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年2月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	富 高 徹	高千穂町大字押方1713番地
理 事	安 在 弘 幸	高千穂町大字押方1684番地
理 事	佐 藤 公 也	高千穂町大字押方1685番地
理 事	甲 斐 正 光	高千穂町大字押方1712番地
理 事	飯 干 誠 夫	高千穂町大字押方1856番地
監 事	佐 藤 正 美	高千穂町大字押方1680番地

監 事	飯 干 則 光	高千穂町大字押方1693番地
-----	---------	----------------

(任期:平成26年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	富 高 徹	高千穂町大字押方1713番地
理 事	安 在 弘 幸	高千穂町大字押方1684番地
理 事	佐 藤 公 也	高千穂町大字押方1685番地
理 事	甲 斐 正 光	高千穂町大字押方1712番地
理 事	飯 干 誠 夫	高千穂町大字押方1856番地
監 事	佐 藤 正 美	高千穂町大字押方1680番地
監 事	飯 干 則 光	高千穂町大字押方1693番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、田野町北地区土地改良区(宮崎市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成25年2月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 越 孝 昭	宮崎市田野町乙9924番地6

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高城東水流土地改良区(都城市)の役員の住所変更について次のとおり届出があった。

平成25年2月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 変更前

役名	氏名	住所
理事長	清水安次	都城市高城町石山 253番地

2 変更後

役名	氏名	住所
理事長	清水安次	都城市高城町石山 253番地イ2

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成25年2月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

えびの都市計画道路 3・5・15号 京町内縦線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

えびの市大字向江字原口、字籠田、字畑田、字昭通の各一部

えびの市大字浦字門田の一部

(2) 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県土整備部都市計画課、宮崎県小林土木事務所及びえびの市建設課

(2) 期間

平成25年2月14日から平成25年2月28日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成25年2月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

高千穂都市計画道路 3・5・6号 青葉通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

高千穂町大字三田井字神殿の一部

(2) 削除する部分

高千穂町大字三田井字神殿の一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県土整備部都市計画課、宮崎県西臼杵支庁土木課及び高千穂町建設課

(2) 期間

平成25年2月14日から平成25年2月28日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定による次の都市計画事業の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

平成25年2月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画事業の種類及び名称

宮崎広域都市計画公園事業 9・6・1号 宮崎県総合運動公園

2 施行者の名称

宮崎県

3 事業所の所在及び名称

宮崎市橘通東1の9の10 宮崎土木事務所

4 事業地の所在

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月14日

宮崎県公安委員会委員長 山崎殖章

宮崎県公安委員会規則第 1 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(高速道路交通警察隊長の権限) 第12条の2 法第 114条の3の規定に基づき、法の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道（東九州自動車道の須美江インターチェンジから北川インターチェンジまでの間及び門川インターチェンジから日向インターチェンジまでの間を	(高速道路交通警察隊長の権限) 第12条の2 法第 114条の3の規定に基づき、法の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道（東九州自動車道の <u>うち大分県との県境から北浦インターチェンジまでの間、須美江インターチェンジから北川インターチェンジまでの間及び門</u>

除く。)に係るものは、警察本部高速道路交通警察隊長に行わせる。

川インターチェンジから日向インターチェンジまでの間を除く。
)に係るものは、警察本部高速道路交通警察隊長に行わせる。

附 則

この規則は、平成25年2月16日から施行する。

--	--